第十条中「地方公共団体は」の下に「、教育の機会均等が図られるよう」を加える。

第十一条の見出し中「生活の」の下に「安定に資するための」を加え、同条中「に関する支援のために」を「の安定に資するための支援に関し」に改める。

第十二条の見出し中「対する」の下に「職業生活の安定と向上に資するための」を加え、同条中「自立を図る」を「所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する」に改める。

第十四条中「ため、」の下に「子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

6　会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

棚田地域振興法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

棚田地域振興法

（目的）

第一条　この法律は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「棚田」とは、傾斜地に階段状に設けられた田をいい、「棚田等」とは、棚田及び棚田に類する形状の農用地（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第三条第二項に規定する農用地をいう。）をいう。

2　この法律において「棚田地域」とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

3　この法律において「棚田地域振興活動」とは、棚田地域の振興に関する活動及び棚田地域内の棚田等の保全に関する活動をいう。

（基本理念）

第三条　棚田地域の振興は、棚田地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能が維持され、国民が将来にわたってその恵沢を享受することができるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等（棚田地域における定住及び他の地域の住民がその住所のほか棚田地域に居所を有することをいう。）並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。

2　棚田地域の振興に関する施策は、農業者、農業者の組織する団体、地域住民その他の者が地域の特性に即した棚田地域の振興を図るためにする自主的な努力を助長すること並びに多様な主体の連携及び協力を促進することを旨として、講ぜられなければならない。

（国等の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（基本方針）

第五条　政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項

二　棚田地域の振興に関する施策に関する基本的事項

三　第七条第一項の規定による指定棚田地域の指定に関する基本的事項

四　第八条第一項に規定する指定棚田地域振興協議会に関する基本的事項

五　第八条第二項第一号の指定棚田地域振興活動計画の作成に関する基本的事項

六　第十条第三項の指定棚田地域振興活動計画の認定に関する基本的事項

七　前各号に掲げるもののほか、棚田地域の振興に関する重要事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県棚田地域振興計画）

第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画（以下この条並びに第八条第三項及び第七項において「都道府県棚田地域振興計画」という。）を定めることができる。

2　都道府県棚田地域振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　棚田地域の振興の目標

二　棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　都道府県棚田地域振興計画は、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　都道府県は、都道府県棚田地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。